

### 三一七八の一に置く。

#### 第二章 目的および活動

第三条 本会は土浦およびその周辺の自然に親しみけない。

#### 第四章 会員

第六条 本会の会員は本会の目的に賛同し、規約を守り、会費を納入するものとする。また、

本会の目的に賛同し、執行委員会の承認を得て所定の贊助会費を納入するものを贊助会員とする。

第七条 会員は本会の開催する総会、懇談会、講演会等に出席し、本会の運営活動に不可欠の資料収集、調査研究に協力し、より多くの市民に、自然保護の意義を認識してもらう為の各種活動に参加することが望ましい。

#### 第五章 財源及びそれに関する事項

第八条 本会の財源は、会費、寄付金、その他の収入をもつてこれにあてる。会員は一般会費年額五百円、十八才以下年額三百円、贊助会費は年額一口二百円とする。

但し、寄付金に関しては、特定の企業体、政治団体、政治家、および特定の商店から

第五条 本会は一般市民の自主的参加によつて組織された市民団体であり、その運営活動は特定の企業、政治団体、政治家等の干渉を受ける宣伝目的の寄付金は一切これを受けない。

また既に公害源となつてゐるか、今後なる可能性のある企業体からのも一切これを拒否する。

第九条 本会の活動は原則として無報酬とする。資料収集、実地調査研究の際の交通費、食事代等は自弁とする。但し、刊行物の作成、講習会の開催、通信費等は必要経費として財源より支弁する。

第十一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもつて終わる。

#### 第六章 役員

##### 第十二条 本会には次の役員を置く。

一、会長 一名

一、書記 一名

一、会計 一名

一、執行委員五七十名（書記会計を含む）

前記役員は、総会に於て選出される。

第十三条 副会長、顧問、監査役等は必要に応じ、と